

群馬県の環境影響評価制度 (環境アセスメント)



はじめに

群馬県では、群馬県の良い環境の保全及び創造を図り、うるおいとやすらぎに満ちた群馬を築くための群馬県環境基本条例（平成8年10月21日条例第36号）において、環境影響評価の推進を、環境の保全及び創造を図るための重要な施策のひとつとして位置づけています。

群馬県の環境影響評価制度は、平成9年の環境影響評価法制定を受け、平成11年3月に公布、平成11年6月12日に施行し、以降、条例に基づく環境影響評価制度の運営を行っております。

目次

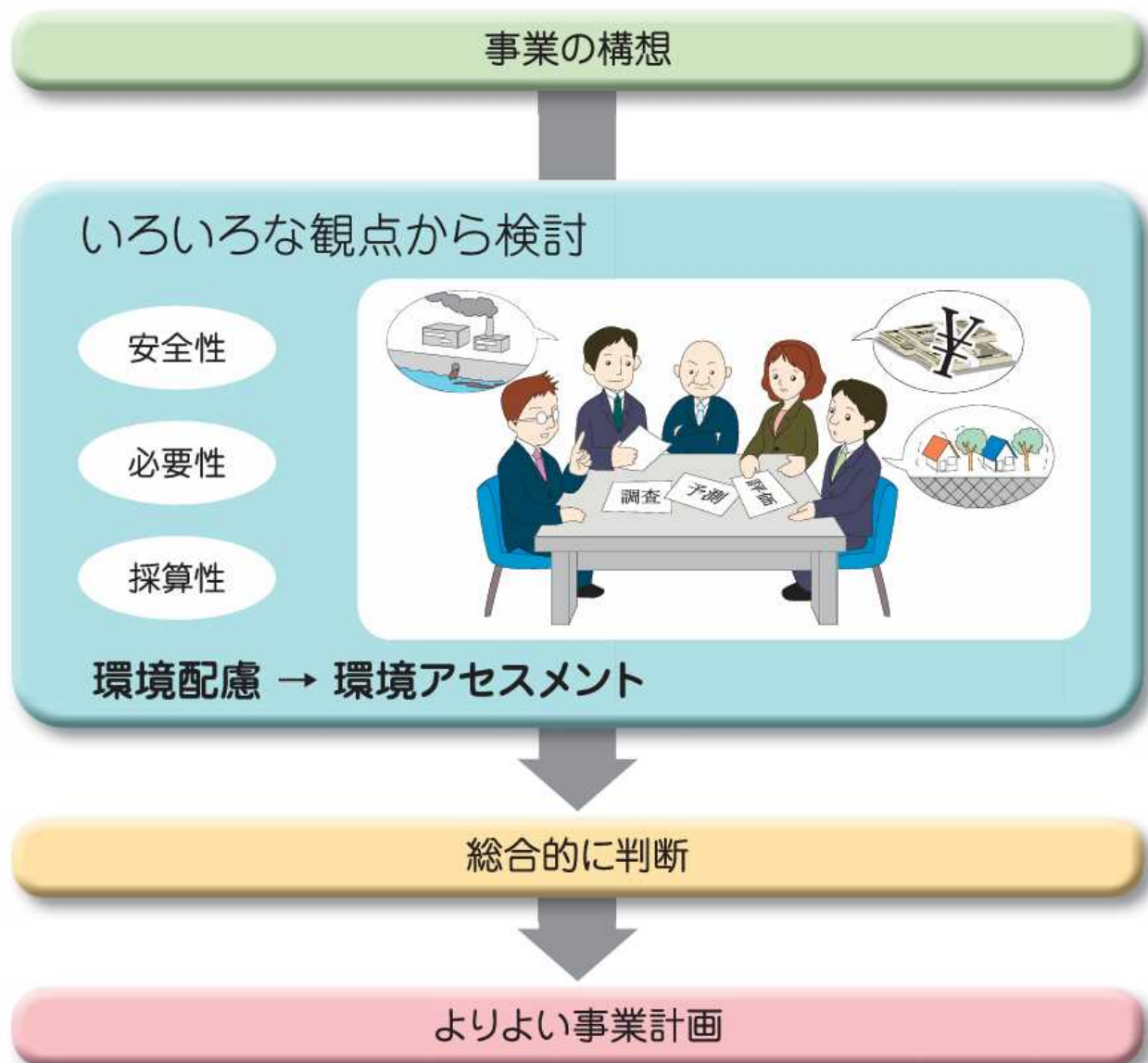
環境影響評価(環境アセスメント)制度とは	・・・ P.1
群馬県環境影響評価制度の体系	・・・ P.2
条例等の改正について	・・・ P.2
環境影響評価項目について	・・・ P.3
群馬県環境影響評価条例の対象事業	・・・ P.4
群馬県環境影響評価条例の仕組と手続の流れ(条例対象事業)	・・・ P.6
住民等の参加	・・・ P.8
環境影響評価法との関係	・・・ P.9

1. 環境影響評価(環境アセスメント)制度とは

環境影響評価制度は、大規模な開発事業を行う前に、その事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や関係自治体などから意見を聴き、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討して、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

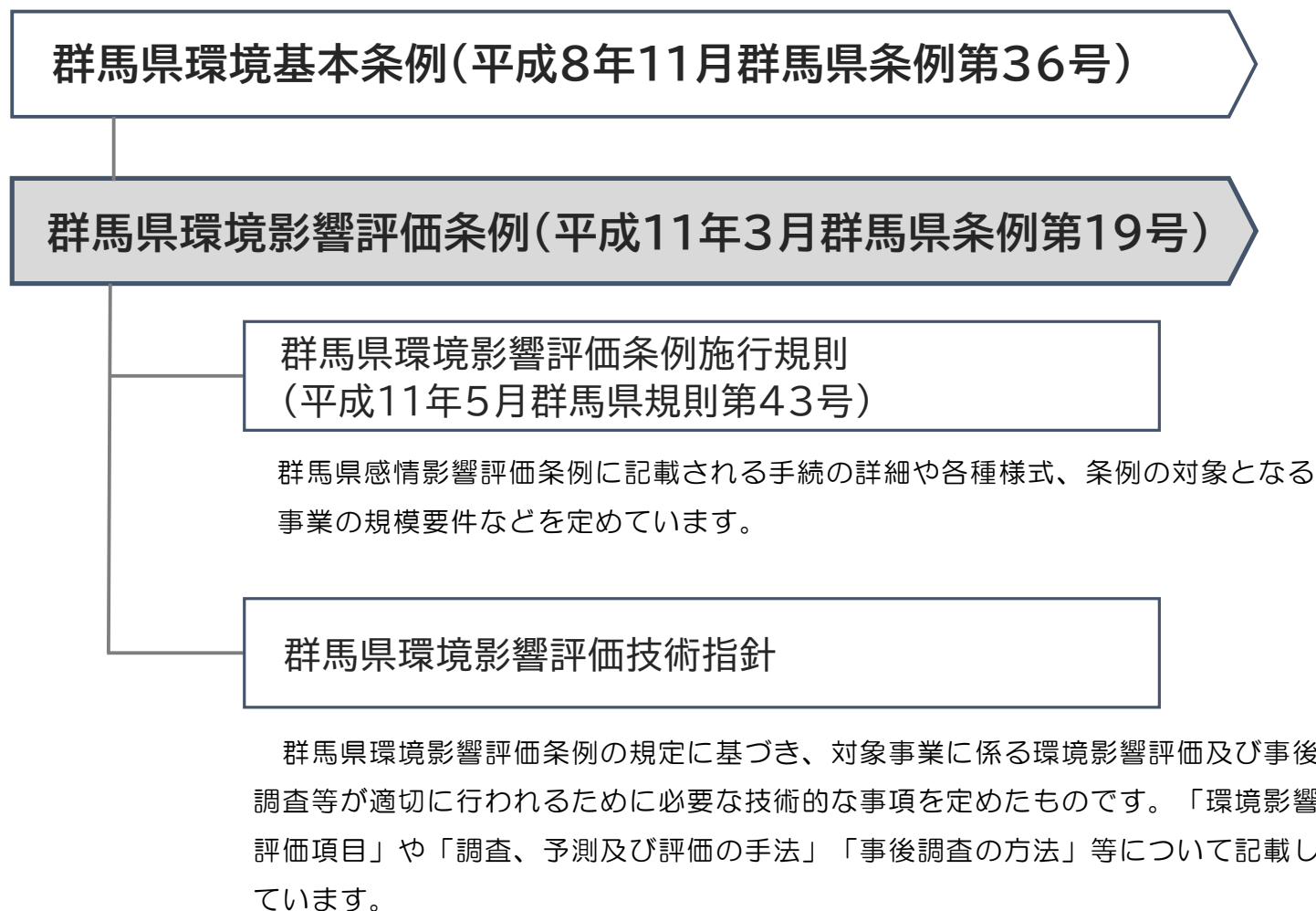
大規模な開発事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査・予測・評価を行います。

また、事業の実施に際しては、工事中や供用後の環境の状況を把握するため、事後調査を実施します。



※出典：環境省「環境アセスメント制度のあらまし」パンフレットより

2. 群馬県環境影響評価制度の体系



3. 条例等の改正について

○条例改正について

社会状況の変化や運用実態から明らかになった課題に対応するため平成23年4月に環境影響評価法が一部改正されたことに伴い、方法書段階における住民説明会開催の義務化などの一部改正を平成25年3月に行いました。

○条例施行規則改正について

環境影響評価法において、令和2年4月から大規模な太陽光発電所を対象事業に追加したことから、面開発を伴わない屋根置き型を除き条例の対象事業とするとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を促進するため、再生可能エネルギーによる自家発電施設に限り引き続き条例の対象事業から除外し、温室効果ガスを排出する自家発電施設は条例の適用対象としました。

4. 環境影響評価項目について

環境影響評価における調査・予測・評価は、環境の構成要素に係る項目ごとに行われます。群馬県環境影響評価技術指針において、「環境影響評価項目」を定めており、事業者はこの「環境影響評価項目」の中から、事業特性や地域特性に応じて適切に設定するものとしています。

環境要素		細区分
大気環境	大気質	二酸化窒素
		二酸化硫黄
		一酸化炭素
		浮遊粒子状物質
		粉じん・ばいじん
		有害物質
		その他（上記以外の物質）
	悪臭	臭気指数
		特定悪臭物質濃度
	騒音・振動	騒音
振動		
低周波音		
水環境	水質	水質（河川又は湖沼）
		地下水汚染
		低質
	水生生物	水生生物
		水辺生物
	水循環	水象
		地下水
		水辺環境
地盤環境	土壌環境	土壌汚染物質
	地盤沈下	地盤沈下
	地形・地質	現況地形及び注目地形
生物環境	植物	植物相及び注目種
		植生及び注目群落
	動物	動物相及び注目種
		注目すべき生息環境
	生態系	地域を特徴づける生態系
人と自然との触れ合い	景観	景観資源
		主要な眺望地点
		主要な眺望
	自然との触れ合いの場	触れ合い活動の場
	文化財	指定文化財等
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物
		水使用
	温室効果ガス	二酸化炭素等
	オゾン層破壊物質等	フロン等
その他	その他の生活環境	光害等

5. 群馬県環境影響評価条例の対象事業

※詳細は、条例施行規則別表第1を参照ください。

区分	事業の種類		規模要件			
			配慮地域以外の地域		配慮地域	
			第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業
1	道路	自動車専用道路	4車線以上	—	2車線以上	—
		国道、県道、市町村道、その他の道路	4車線10km以上	4車線 6km以上 4車線 10km未満	4車線 6km以上 2車線 12km以上	4車線 3km以上 6km未満 2車線 6km以上12km未満
		農道、林道	4車線相当10km以上	4車線相当 6km以上10km未満	4車線相当6km以上 2車線相当12km以上	4車線相当 3km以上 6km未満 2車線相当 6km以上12km未満
2	河川工作物	ダム、堰	50ha以上	30ha以上50ha未満	30ha以上	15ha以上30ha未満
		放水路（改変面積）	50ha以上	30ha以上50ha未満	30ha以上	15ha以上30ha未満
3	鉄道、軌道		10km以上	6km以上10km未満	6km以上	3km以上6km未満
4	飛行場	陸上飛行場	滑走路2,500m以上	1,000m以上 2,500m未満	1,000m以上	—
		陸上ヘリポート	滑走路 20m以上	—	全事業	—
5	電気工作物	地熱発電所	出力1万kw以上	—	全事業	—
		水力発電所	出力3万kw以上	1.8万kw以上 3万kw未満	1.8万kw以上	0.9万kw以上 1.8万kw未満
		送電線	50万ボルト以上	17万ボルト以上かつ こう長が4km以上	50万ボルト以上、 17万ボルト以上かつ こう長が4km以上	17万ボルト以上かつ こう長が1km以上4 km未満
		変電所、開閉所	50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
		太陽電池発電所	50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
6	工場、事業場	排ガス量	4万Nm ³ /時以上	—	1.6万Nm ³ /時以上	—
		排水量	1万m ³ /日以上	—	0.4万m ³ /日以上	—
7	廃棄物 処 理 施 設	廃棄物最終処分場	8ha以上	—	3.2ha以上	—
		ごみ処理施設	6ト/時以上	—	2.4ト/時以上	—
		し尿処理施設	150kl/日以上	—	60kl/日以上	—
		産業廃棄物中間処 理施設	6ト/時以上	—	2.4ト/時以上	—
8	畜 産 施 設	牛舎	2,500頭以上	1,500頭以上 2,500頭未満	1,500頭以上	1,000頭以上 1,500頭未満
		豚舎	1万頭以上	5千頭以上 1万頭未満	5千頭以上	3千頭以上 5千頭未満
		鶏舎	50万羽以上	25万羽以上 50万羽未満	25万羽以上	5万羽以上 25万羽未満
9	大規模建築物		高さ100m以上又 は面積10万m ² 以上	—	高さ60m以上又は 面積4万m ² 以上	—

※詳細は、条例施行規則別表第1を参照ください。

区分	事業の種類		規模要件			
			配慮地域以外の地域		配慮地域	
			第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業
10	土地区画整理事業		100ha以上	50ha以上100ha未満	50ha以上	20ha以上50ha未満
11	新住宅市街地開発事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
12	新都市基盤整備事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
13	流通業務用地、流通業務団地造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
14	工業用地、工業団地造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
15	宅地、住宅団地造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
16	農用地の造成事業		100ha以上	40ha以上100ha未満	40ha以上	10ha以上40ha未満
17	スポーツ、レクリエーション施設用地の造成事業	スキー場	30ha以上	12ha以上30ha未満	12ha以上	3ha以上12ha未満
		スキー場を除く施設	50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
18	土石の採取、鉱物の掘採事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
19	都市公園		100ha以上	40ha以上100ha未満	40ha以上	10ha以上40ha未満
20	森林公園		30ha以上	12ha以上30ha未満	12ha以上	3ha以上12ha未満
21	学校用地の造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
22	研究所用地、研究所団地の造成事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
23	墓地、墓園		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
24	浄水施設、配水施設		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
25	下水道終末処理場		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
26	発生土処理場		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
27	埋立て、干拓		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満
28	その他複合開発事業		50ha以上	20ha以上50ha未満	20ha以上	5ha以上20ha未満

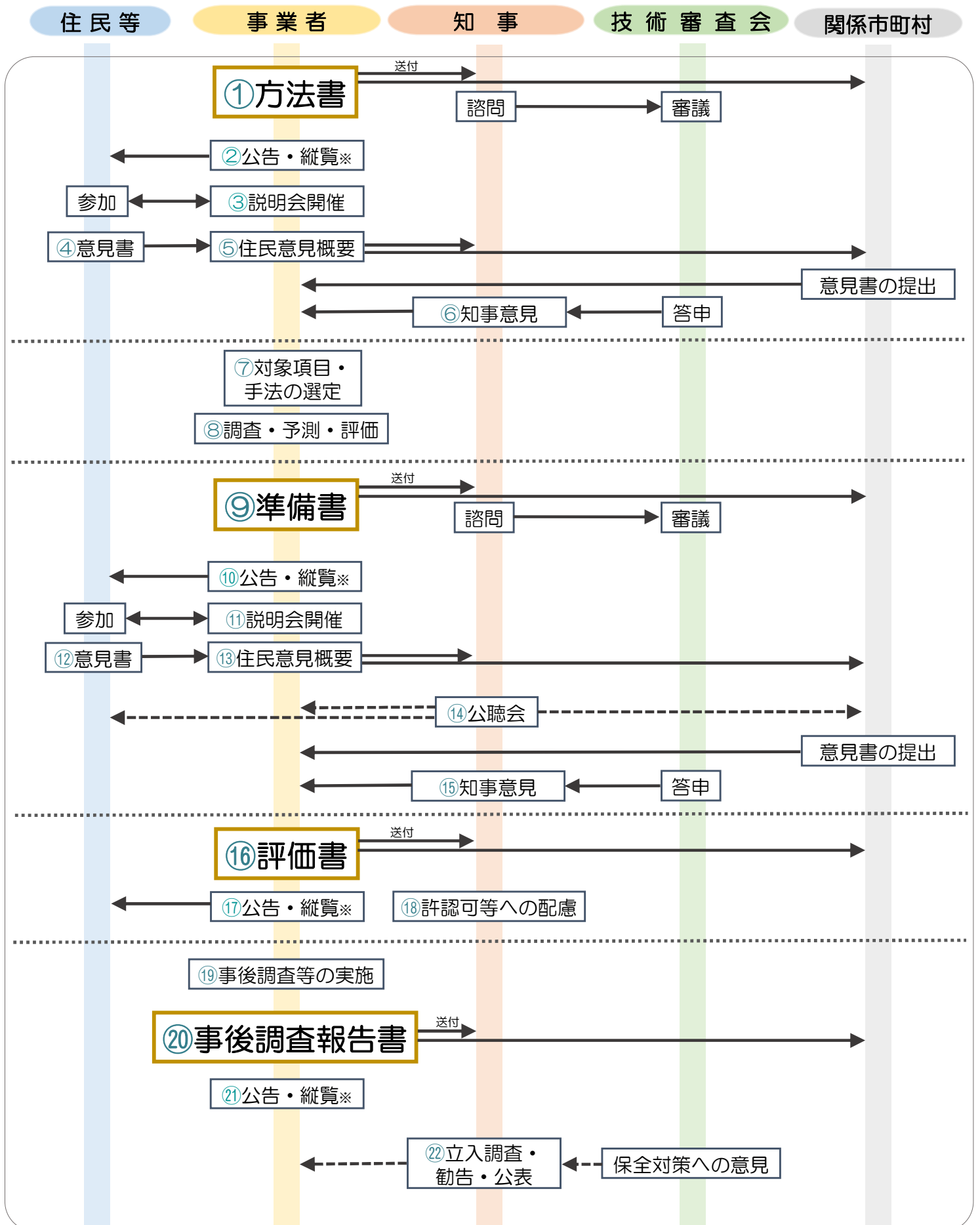
注 「配慮地域」とは、国立公園、国定公園、自然環境保全地域、鳥獣特別保護地区、保安林、特別緑地保全地区及び「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」の規定により指定された生息地等保全地区をいいます。

注 この表は、群馬県環境影響評価条例施行規則（平成11年群馬県規則第43号）別表第1を要約したものですので、具体の事業への適用に当たっては、同表を参照して下さい。

注 「区分6」について、未利用の木質バイオマスを燃料とする工場・事業場については、排ガス量の計算にあたり、含水率（乾量基準含水率）を20%として計算できるものとします。

注 「区分6」について、再生可能エネルギーによる自家発電施設において発生するものを除きます。再生可能エネルギーとは、エネルギー源として、持続的に利用することができる太陽光、風力、水力及び地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱並びにバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。））をいいます。

6. 条例の仕組と手続の流れ



第2種事業には、②、③、④、⑤、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭の手続きがありません。

※インターネット公表も行います。

① 事業者は、環境影響評価の項目及び方法等について、方法書としてまとめ、知事及び関係市町長に送付します。

② 事業者は、方法書について環境の保全の見地から意見を求めるため、方法書を1月間縦覧・インターネット公表に供します。

③ 事業者は、方法書の縦覧期間中に住民説明会を開催します。

④ 住民をはじめ誰でも、方法書について環境の保全の見地から意見を事業者に提出できます。

⑤ 事業者は、方法書についての住民等の意見をまとめ、意見書の写しを添えて知事及び関係市町村長に送付します。

⑥ 知事は、住民等の意見概要が送付された後、住民等の意見、学識経験者で構成する技術審査会の意見及び関係市町村長の意見を勘案し、90日以内に意見を事業者に述べます。

⑦ 事業者は、住民等の意見及び知事意見を勘案し、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定します。

⑧ 事業者は⑦に基づき、調査、予測及び評価を実施します。

⑨ 事業者は、調査、予測及び評価の結果を記載した準備書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。

⑩ 事業者は、準備書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を1月間縦覧・インターネット公表に供します。

⑪ 事業者は、準備書の縦覧期間中に住民説明会を開催します。

⑫ 住民をはじめ誰でも、準備書について環境の保全の見地から意見を事業者に提出できます。

⑬ 事業者は、準備書についての住民等の意見をまとめ、意見書の写しを添えて知事及び関係市町村長に送付します。

⑭ 知事は、住民等の意見について、公聴会で意見を聴くことが適当と認める場合、これを開催します。

⑮ 知事は、住民等の意見概要が送付された後、住民等の意見、学識経験者で構成する技術審査会の意見及び関係市町村長の意見を勘案し、120日以内に意見を事業者に述べます。

⑯ 事業者は、住民等の意見及び知事意見を勘案し準備書について検討を行います。さらに必要に応じて再調査等を行い、その結果を評価書としてまとめ知事及び関係市町村長に送付します。

⑰ 事業者は、環境影響評価の結果として作成した評価書を1月間縦覧・インターネット公表に供します。

⑱ 知事は、事業に係る許認可等を行う者に、許認可等の審査に際して、評価書に基づき環境の保全について適正な配慮がなされるよう要請します。

⑲ 事業者は、評価書の公告後、事業の実施による環境影響を把握するための調査を実施するとともに、必要に応じて環境保全措置を実施します。

⑳ 事業者は、⑲の結果をまとめ、調査報告書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。

㉑ 事業者は、調査報告書を1月間縦覧・インターネット公表に供します。

㉒ 知事は、調査報告書の内容又は立入検査の結果から環境保全対策の措置を、必要に応じて技術審査会から意見を聴くなどし、事業者に求めます。また、知事は、必要に応じ事業者に対して勧告や公表を行います。

7. 住民等の参加

環境アセスメントにおいては、住民等の皆さんの積極的な参加が大切です。

情報の公開

環境影響評価手続の各段階で、住民等の皆さんに情報が公開されます。

＜公告＞ 第1種事業に係る方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書の縦覧、住民説明会の開催など、必要な事項を事業者がお知らせします。

第2種事業に係る評価書、事後調査報告書など必要な事項を事業者がお知らせします。

＜縦覧＞ 第1種事業に係る方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書並びに第2種事業に係る評価書及び事後調査報告書は、公告の日から一定期間、所定の場所で閲覧することができます。

＜説明会＞ 第1種事業に係る方法書及び準備書の内容について、より深く理解していただくために、事業者が開催する住民説明会に参加することができます。

意見の提出

住民等の皆さんは、環境影響評価に対し、意見を表明することができます。

＜意見書＞ 住民の皆さんは、第1種事業方法書と第1種事業準備書について、一定の期間内に環境保全の見地から意見書を提出することができます。

＜公聴会＞ 公聴会での意見表明

➤住民等の皆さんは、公聴会の場で第1種事業準備書の内容について、環境保全の見地からの意見を述べるすることができます。

8. 環境影響評価法との関係

大規模な開発事業は、その事業の種類や規模などにより、環境影響評価法又は条例の対象となりますが、法の対象となる事業は、条例の対象とはなりません。また、条例では法で規定していない種類の事業も対象としています。

群馬県環境影響評価条例では、国の環境影響評価法に定める対象事業に対する知事意見の形成手続きを定めており、知事が意見を述べようとする場合は、群馬県環境影響評価技術審査会の意見を聴きます。

また、法対象事業に対しても、条例対象事業と同様の事後調査手続の実施を義務づけています。

群馬県の環境影響評価制度（環境アセスメント）

令和6年4月発行

〔お問い合わせ先〕

群馬県 環境森林部 環境政策課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1-1

電話 027-226-2821